平成２２年（フ）第１６３５号
横浜市港北区仲手原１丁目７番14号　ダイヤハイツ妙蓮寺104
債務者　中田　史朗
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２１号
神奈川県鎌倉市大町２丁目８番13号　春田アパート103号室
債務者　増田　杏子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６７３号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目７－３－510
債務者　雪田　明広
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９８号
東京都新宿区新宿５丁目12―10―401
債務者　緒方　智子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９９号
東京都三鷹市中原４丁目22―５
債務者　象潟　明美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７２５号
東京都江戸川区谷河内１丁目20―２―201
債務者　柿澤　正之
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７５８号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目８－８
債務者　小野田　亨
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７７１号
東京都葛飾区柴又７丁目５―31―202
債務者　高橋シズ江
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８０５号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西７丁目19―34
債務者　高橋かほる
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８１２号
東京都東大和市蔵敷３丁目885―６
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８３３号
東京都足立区舎人３丁目２―18―205
債務者　黒木　康夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８３５号
東京都足立区花畑３丁目９―15
債務者　松山メリサこと　マツヤマ　メリサアドラ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８４０号
東京都練馬区羽沢３丁目７―12―103
債務者　松延　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８４１号
東京都練馬区石神井町８丁目19―11―206
債務者　田畑　当富
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８４２号
東京都練馬区石神井町８丁目19―11―206
債務者　田畑　良美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８６１号
東京都八王子市上野町２－３－202
債務者　阿川　好夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部